

鳥取県特定家畜伝染病 防疫対策マニュアル

令和6年2月5日策定
(最終改正:令和8年8月19日)

鳥取県

第1部	防疫対策の目的、基本方針等	1
第1	目的	1
第2	対象とする特定家畜伝染病	1
第3	発生段階の基準	3
第4	特定家畜伝染病防疫対策の基本方針	3
第5	家畜以外の飼養動物で発生した場合	5
第2部	特定家畜伝染病発生に備えた平時（フェーズ1～3）の取組	6
第1	基本的方向性	6
第2	主な対策	6
第3部	緊急連絡体制	8
第1	特定家畜伝染病別病性判定の段階	8
第2	病性の判定	8
第3	緊急連絡体制	8
	高病原性鳥インフルエンザ等初動対応フロー	11
	口蹄疫初動対応フロー	12
	豚熱初動対応フロー	13
	アフリカ豚熱初動対応フロー	14
	牛疫・牛肺疫初動対応フロー	15
第4部	特定家畜伝染病対策の組織体制等	16
第1	鳥取県家畜伝染病対策連絡会議（庁内連絡会議）	16
第2	鳥取県家畜伝染病防疫対策本部	17
第3	会議開催方法	21
第4	鳥取県家畜伝染病防疫現地対策本部	21
第5	市町村対策本部	25
第5部	防疫措置の実施方法等	29
第1	防疫措置の実施方法等（法第3条の2）	29
第2	制限区域の設定（法第32条）と集合施設の開催等の制限（法第26・33・34条）	29
第3	消毒ポイントの設置・運営（法第28条の2）	31
第4	集合場所の設置と運営	32
第5	防疫基地の設置と運営	32
第6	防疫作業体制	33
第7	愛玩・展示動物向けの指導等	34
第8	報道機関への公表等	34
第6部	国、他県等との連携	36
第1	自衛隊への災害派遣要請	36
第2	農林水産省（動物衛生課）、他県との連携	36

第1部 防疫対策の目的、基本方針等

第1 目的

このマニュアルは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号。以下「法」という。）に規定される家畜伝染病のうち、発生時に家畜の所有者に家畜のと殺義務が生じる疾病（法第16条第1項）その他総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある疾病等（以下「特定家畜伝染病」という。）が県内に侵入することを防止し、発生予防を図るとともに、万が一本県の飼養家畜で発生した場合、感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に食い止めるために必要な対策を迅速かつ的確に実施するための、鳥取県内の体制を定めるものである。

特定家畜伝染病の防疫措置については、国、本県をはじめ、市町村、関係団体、生産者等が協力連携して取り組むこととし、法、各疾病の特定家畜伝染病防疫指針（法第3条の2。以下「防疫指針」という。）及び家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月鳥取県規則第77号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

なお、本マニュアルは県内の体制及び関係者の役割分担を中心に規定することとし、各防疫措置の具体的な実施方法については、各総合事務所等を単位として別に定めるものとする。

本マニュアルについては、法及び指針の改正、防疫方針に関する新たな知見が得られた場合、その他必要に応じて随時点検し、見直しを行うものとする。

※特定家畜伝染病の患畜・疑似患畜と判明した場合、法第16条に基づき直ちに当該家畜を「と殺」しなければならない。厳密には、法第17条に基づく「殺処分」とは異なるが、本マニュアルではと殺のことを殺処分と表記する。

第2 対象とする特定家畜伝染病

このマニュアルでは、法第3条の2において定める7つの特定家畜伝染病を対象とする。これらの疾病は、伝播力が特に強く、発生時には我が国の畜産業に大きな影響を及ぼす恐れがあるもので、発生の予防、発生時の初動措置等について技術的な指針として防疫指針が定められている。

- ・高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ
- ・豚熱
- ・牛疫
- ・口蹄疫
- ・アフリカ豚熱
- ・牛肺疫

名称	高病原性・低病原性鳥インフルエンザ	豚熱	アフリカ豚熱	口蹄疫	牛疫	牛肺疫
病原体	ウイルス	ウイルス	ウイルス	ウイルス	ウイルス	マイコプラズマ
国内への主な侵入要因	冬期に飛来する渡り鳥	海外から不法に持ち込まれる汚染された肉製品等の食品、その他の汚染された物品、人の移動（豚熱は既に侵入）				
伝播力	強い	強い	強い	極めて強い	極めて強い	極めて強い
主な感染経路	接触感染	接触感染	接触感染	空気感染 接触感染	接触感染	接触感染
対象家畜等（野生除く）	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	豚、いのしし	豚、いのしし	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	牛、水牛、鹿
伝播させる可能性のある野生動物	野鳥	いのしし	いのしし	いのしし、鹿等（偶蹄類動物全般）	いのしし、鹿	鹿
ワクチン	原則使用できない（有効性が担保されていない、変異の危険あり）	あり（県内でも接種中）	なし	原則使用できない（有効性が担保されていない）	農林水産省が決定した場合は使用可能	原則使用できない（有効性が担保されていない）

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ】

鳥類のインフルエンザで、鶏に感染すると高い致死率を示すものを「高病原性」、病原性は高くないが H5 亜型及び H7 亜型のものを「低病原性」という。伝染力が強く、畜産物の安定供給、食の安全を脅かす重大な伝染病である。また、公衆衛生の分野では人の新型インフルエンザウイルスへの変異が心配されている。

令和 4～5 年には H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが 26 道県 84 事例発生し約 1,771 万羽を殺処分した。国内の採卵鶏の 1 割以上を殺処分したことで、鶏卵が不足し、社会的に大きな問題となった。

低病原性鳥インフルエンザは高病原性と同様に伝播力は強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れる恐れがある。海外では高病原性に変異した発生事例も確認されている。移動・搬出制限区域の範囲は異なるが（28 ページ参照）、防疫措置は高病原性と同じ対応が必要。

【口蹄疫】

牛、羊、豚など偶蹄類動物が感染し、39℃以上の発熱、多量の泡沫性のよだれを生じ、口、蹄などに水疱やびらんを形成し、疼痛から摂食や運動ができなくなり衰弱していく。非常に伝播力が強く、空気感染、衣類や器具等に付着しての接触感染により地域全体、国全体が短期間で汚染されてしまう。そのため、発生時は迅速な防疫対応が求められている。発生した場合は、畜産関係車両のみならず一般車両も消毒の対象となる。

日本では平成 12 年及び平成 22 年に発生しており、特に平成 22 年の発生では、宮崎県の牛及び豚農家 292 戸約 29 万頭の家畜を殺処分した。宮崎県が試算した被害額は、発生後 5 年間で約 2,350 億円にのぼった。

【豚熱】

豚及びいのししが感受性動物で、年齢や性別に関係なくすべての発育段階において発症する。感染は罹患動物との直接接触の他、鼻汁や排泄物の飛沫・付着物との間接接触により起こる。侵入すると瞬く間に畜舎内に拡がる。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。わが国では平成 4 年に本病の清浄化に成功したが、平成 30 年 9 月に岐阜県で 26 年振りとなる発生があり、現在も国内の飼養豚と野生いのししで陽性が確認されている。人には感染しない。飼養豚にはワクチンを接種しているが、ワクチン接種農場でも発生が認められる。本県はワクチン接種区域であることから、飼養豚・野生いのししで発生しても、移動・搬出制限区域は設定しない。

令和 8 年 5 月の法及び防疫指針改正により、防疫対応の見直しがあり、従来の農場内全頭殺処分からまん延リスクのある豚のみの選択的殺処分へと大きく変更された。

【アフリカ豚熱】

もともとは、アフリカ大陸に棲息する野生動物とダニの間で感染環を形成していた。近代化に伴い、欧州からアフリカ大陸に家畜として豚が導入されたことによって致死率 100%に達する豚の感染症として顕在化した。2007 年には汚染した食物の残渣を介して黒海沿岸のジョージアに侵入し、現在ではヨーロッパのほとんどの国々で発生している。2018 年にはアジアで初めて世界最大の養豚国である中国で発生し、中国全土にまん延したほか、東南アジア、韓国で発生している（東アジアで発生していないのは日本のみ）。汚染された食品の違法輸入による侵入が危惧されている。日本で有効なワクチンはない。人には感染しない。

【牛疫・牛肺疫】

牛疫は 2001 年のケニアの発生を最後に自然界から根絶されており、世界的な撲滅が宣言されている。伝播力が非常に強く、何らかの原因で再興する可能性を完全に否定できない疾病の一つ。

牛肺疫は、現在主にアフリカ大陸で発生が継続して確認されている。国際的な人・物の往来が増加しているため、今後我が国に侵入する可能性がある。

第3 発生段階の基準

特定家畜伝染病の発生状況に応じた対応を迅速に実施するため、特定家畜伝染病の発生状況に応じて対応を次の5段階に分類する。

なお、各発生段階は以下の基準を目安とするが、運用については特定家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、本マニュアルに定める組織において決定する。

1 発生段階の基準と基本的方向性

発生段階	基準	基本的方向性
フェーズ1 海外発生期	近隣国・地域（韓国、台湾、香港及び中国等）の飼養動物での発生が確認されるが、国内では認められない時期。	海外の発生情報を提供し、侵入防止の啓発と注意喚起を図る。
フェーズ2 国内発生期	国内の飼養動物で発生が確認されるが、中国地方及び兵庫県での発生は確認されていない時期。	本県への侵入防止のため、関係機関で情報を共有し、早期発生・通報体制を強化する。
フェーズ3 監視強化期 （隣接県発生）	隣接県の飼養動物での発生が確認されるが、移動・搬出制限区域が本県に及んでいない時期。 県内の野生動物・野鳥での感染や野生動物・野鳥の糞便等の採取調査で特定家畜伝染病の病原体が確認されている時期。	上記に加え、必要に応じて消毒ポイントを設置する等県境での侵入防止対策を実施するとともに、サーベイランスを強化する。
フェーズ4 県内発生期	県内で疑い事例が発生し、疑似患畜または患畜と判定され、防疫措置を行っている時期。または、隣接県での発生があり、移動・搬出制限が本県に及んだ時期。	発生地での初動防疫措置を速やかに行い、病原体を封じ込め、被害を最小限にとどめる。
フェーズ5 感染拡大期	県内で同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期	感染の拡大を食い止めるため、防疫措置に必要な人員を確保し、患畜等の殺処分と埋却等する体制を再構築する。 特に、口蹄疫の場合、社会的・経済的影響を回避するため、範囲と期間を限定した社会活動の自粛要請などを検討する。

第4 特定家畜伝染病防疫対策の基本方針

特定家畜伝染病の防疫対策として、最重要事項を「発生予防及び早期の発見・通報」、「発生時の初動対応」とする。

1 発生予防及び早期発見・通報

（1）農家からの緊急通報

家畜等の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特定家畜伝染病が疑われる症状を呈している家畜等を発見した場合に、直ちに県に通報することが重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜等の所有者がその重要

性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

ア 県は、家畜等の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

イ 市町村及び関係団体は、県に協力する。

(2) 家畜防疫員の立入検査

(1)を受けて、現地に派遣された家畜防疫員の立入検査等で、特定家畜伝染病が否定できない段階で、速やかに関係者に情報を伝達する。

2 発生時の初動対応

発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ること、特に発生農場における迅速な患畜等の殺処分、その死体等の処理及び消毒といった病原体の速やかな封じ込めを基本とする。

このため、特定家畜伝染病等の初動防疫措置の重要性を認識し、特定家畜伝染病が強く疑われる段階において、発生を想定した全庁的な即応体制を発動し、疑似患畜確定後速やかに防疫措置にとりかかれるよう準備を進める。また、他農場へのまん延を防止するため、他農場に対し、農場への侵入防止対策の徹底を指示する。

なお、隣接県の農場において特定家畜伝染病の疑いが発生し、移動制限区域又は搬出制限区域（以下、併せて「制限区域」という。）が本県に及ぶことが想定される場合も同様の体制とする。これらを踏まえ、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

(1) 家畜等の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）と連携し、速やかに以下の対策本部を設置し、全庁体制により、防疫指針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。感染拡大状況や農場規模により、行政機能維持が困難となる場合には、自衛隊への派遣要請等も検討する。

ア 鳥取県家畜伝染病防疫対策本部

本部長：知事

イ 家畜伝染病現地対策本部

現地対策本部長：発生地又は移動制限区域を管轄する総合事務所長（ただし、東部地区の場合は東部地域振興事務所長とする。以下「総合事務所長等」という。）

(2) 国（農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課という。」）、中国四国農政局、自衛隊）

- ・必要に応じて県会議に出席
- ・他県からの家畜防疫員の派遣、資機材支援等の防疫対策への協力
- ・風評被害対策 等

(3) 市町村、広域連合、一部事務組合

- ・地域住民への情報提供
- ・防疫対策への協力
- ・埋却地の選定支援、焼却施設の利用
- ・住民相談対応 等

(4) 関係団体（県が関係団体に委託して実施する場合には、防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）

- ・生産者等への情報提供 等
- ・防疫対策への協力
- ・風評被害対策 等

(5) 協定締結団体 等

- ・防疫対策への協力

(6) 家畜等の所有者

- ・自己農場で発生：防疫措置への協力 等
- ・近隣農場で発生：消毒等飼養衛生管理の徹底

第5 家畜以外の飼養動物で発生した場合

1 家畜伝染病予防法上の家畜の定義

人が所有・飼養している動物（鳥類含む）であって、次に掲げる動物種のもの

牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（以下「家さん」という。）

2 1以外の動物種であって、人が所有・飼養しているものは「家畜以外の飼養動物」である。

（例）動物公園等の展示動物

学校や福祉施設等で飼養されている動物

一般県民が飼養している愛玩動物

3 飼養動物の所有者等への対応

（1）対応部局

農林水産部局：家畜防疫課、家畜保健衛生所

生活環境部局：くらしの安心推進課、倉吉保健所、米子保健所、鳥取市保健所

その他所管部局：教育委員会等

（2）偶蹄類の場合（鳥インフルエンザ以外）

区分		一般的な情報提供等	通常時の衛生的な相談窓口	発生時の対応
牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	農場	農林水産部局	農林水産部局	農林水産部局
	学校等	その他所管部局 生活環境部局		
	展示・愛玩	生活環境部局		
上記以外の飼養偶蹄類（ラクダ、アルパカ等）	展示	生活環境部局	生活環境部局	生活環境部局
	愛玩			

（3）鳥類の場合（鳥インフルエンザ）

区分		一般的な情報提供等	衛生的な指導、相談窓口	発生時の対応
家さん	農場	農林水産部局	農林水産部局	農林水産部局
	学校等	その他所管部局 生活環境部局		
	展示・愛玩	生活環境部局		
家さん以外の飼養鳥	学校等	その他所管部局 生活環境部局	生活環境部局	生活環境部局
	展示・愛玩	生活環境部局		

第2部 特定家畜伝染病発生に備えた平常時(フェーズ1～3)の取組

第1 基本的方向性

- (1) 発生した特定家畜伝染病の情報を迅速に生産者等に伝達し、侵入防止の啓発と注意喚起を行う。
- (2) 特定家畜伝染病の国内発生に備え、連絡体制・動員体制の確保及び防疫作業にかかる事前準備を進める。

第2 主な対策

1 特定家畜伝染病の監視

- (1) 家畜等の所有者及び飼養衛生管理者（以下「所有者等」という。）に対して飼養衛生管理基準の遵守を徹底させるため、定期的に防疫指針や鳥取県飼養衛生管理指導等計画に基づき必要に応じて次の措置を実施する。〔農林水産部〕
 - ①法第 51 条の規定に基づく農場への立入検査（原則として年 1 回以上実施する。）
 - ②家畜等の大規模所有者への指導
 - ③飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検報告の確認
 - ・豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3 か月に一度
 - ・家きん（100 羽以上。だちょうは 10 羽以上。）の所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年 9 月から翌年 5 月まで毎月
- (2) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜等の所有者等に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。〔農林水産部〕
- (3) 外国人技能研修生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。〔農林水産部〕
- (4) 県内の家畜等の観察を所有者等に指導し、異状通報の連絡体制を確認する。〔農林水産部〕
- (5) 国や鳥取大学農学部共同獣医学科、農研機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）等から、特定家畜伝染病に関する最新の知見、詳細な情報（感染経路など）や国外の発生状況等の情報を収集する。〔農林水産部〕

2 情報提供

- (1) 家畜等の所有者等への情報提供
各種媒体により、特定家畜伝染病の基本的知識や海外での発生状況等について情報提供を行い、特定家畜伝染病の侵入防止の啓発と注意喚起を行う。〔農林水産部〕
- (2) 関係機関への情報提供
市町村、県獣医師会、畜産関係団体等の関係機関に対し、特定家畜伝染病の防疫対策等について、適宜、情報を連絡する。〔農林水産部〕
- (3) 庁内への情報提供
他都道府県等の発生状況等について、庁内各部局に対して庁内 LAN ノーツ DB の利用や庁内連絡会議の開催等により、随時、情報を連絡する。

3 緊急連絡体制等の整備

- 発生時に必要な対応措置を円滑に実施するため、庁内及び地域における緊急連絡体制の確認を行う。〔農林水産部〕

4 防疫体制の整備

- (1) 県内での発生を想定した防疫対策
 - ア 本マニュアルの改正等、防疫体制の確認を行う。〔農林水産部〕

- イ 発生時に発生農場での防疫措置が円滑にできるよう、現地防疫対策本部マニュアルの改正等、防疫体制の確認を行う。〔農林水産部、各総合事務所等〕
- ウ 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、総務部が防疫作業に従事する動員人数を各部局に配分する。各部局は部局内の各所属に人数を割当てて。〔総務部、各部局〕
- エ 殺処分した家畜等や汚染物品の処分のために必要な埋却候補地を法第12条の3の規定に基づき選定するよう、農場に対して指導及び助言を行うとともに、必要に応じて市町村、団体、関係企業等と調整し、速やかに埋却ができるよう準備する。埋却が困難な場合は焼却等について検討し事前に関係機関等と調整する。〔農林水産部〕
- オ 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、県内の100羽以上を飼養する家きん飼養農場並びに豚及びいのしし飼養農場を対象に、法第12条の4の報告を基に、次の内容を含む「初動防疫計画」を作成し、内容に変更があった場合は随時更新する。〔農林水産部〕
- ・農場及びその周辺の地理的情報
 - ・農場及び疫学関連農場の飼養状況
 - ・農場の家畜、堆肥、飼料等の取引状況（導入元、出荷先等）
 - ・殺処分した家畜等や汚染物品の処分方法
 - ・発生時の消毒ポイントの設置予定地及び集合場所予定地
 - ・農場関係者（獣医師、動物用医薬品販売業者、家畜運搬業者等）
- カ 発生時に搬出制限区域内及び移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、農場ごとに、特定家畜伝染病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭羽数、埋却地の確保状況等）を把握し、国防疫マップ等を活用して整理する。〔農林水産部〕
- （2）防疫資機材の準備、集合場所等の選定〔農林水産部、各総合事務所等〕
- ア 発生に際し必要とされる防護服等の防疫資材や消毒薬等の備蓄状況を確認し、リスト化するとともに、調達先について確認しておく。
- イ 緊急的に確保が困難な資機材については、予算措置等により事前に備蓄しておく。
- ウ 資機材等の輸送先、防疫作業従事者の集合場所等を事前に想定し、必要に応じて、市町村、団体と調整しておく。
- エ 農場毎に想定される通行規制、消毒ポイントの場所等のリストを作成しておき、必要に応じて、事前に市町村、道路管理者、警察署等と協議を行う。

5 防疫演習等による訓練の実施

（1）防疫演習の実施

県は、本病が県内で発生した場合を想定した防疫演習を、机上あるいは実地にて行い、防疫措置のシミュレーションを行うとともに、演習の結果により防疫体制の点検、検証を行う。

（2）家畜防疫員の検査技術等の向上

特定家畜伝染病を的確に診断、対応できるよう、家畜防疫員は日頃から検査技術等の習得に努めるとともに、県や国が主催する研修会等に参加する。

（3）指名動員者の訓練の実施

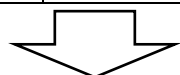
家畜防疫員及び畜産関係職員は、発生時の防疫措置作業の各リーダーとして機能するよう、発生に備え県が主催する家畜防疫リーダー研修会等に参加する。

第3部 緊急連絡体制

第1 特定家畜伝染病別病性判定の段階

<各特定家畜伝染病別の検査と病性判定の関係>

		高病原性・低病原性 鳥インフルエンザ	豚熱、アフリカ豚熱	口蹄疫	牛疫、牛肺疫
簡易検査等	内容	簡易キット検査	PCR 検査	簡易キット検査(使用前に国協議が必要) 写真撮影	臨床検査 解剖検査
	検査場所	現地農場	倉吉家畜保健衛生所 病性鑑定室(倉吉市)	現地農場(写真は動衛研に送付)	解剖は家畜保健衛生所、病性鑑定室
	結果判明までの時間	通報から1～3時間程度	通報から12～14時間程度	通報から2～5時間程度	—
	陽性時の扱い	疑い事例発生	(動衛研に検体送付の場合) 疑い事例の発生 ※1	(動衛研に検体送付の場合) 疑い事例の発生 ※1	—
確定検査	内容	PCR 検査	遺伝子解析	PCR 検査	分離検査、PCR 検査、 血清抗体検査
	検査場所	倉吉家畜保健衛生所 病性鑑定室(倉吉市)	動衛研 (東京都小平市)	動衛研 (東京都小平市)	動衛研 (東京都小平市)
	結果判明までの時間	簡易検査陽性判明から7～10時間程度	県での検査陽性判明から18～24時間程度	写真判定又は簡易検査陽性から18～24時間程度	動衛研に搬入後12～18時間程度



病性の判定

病性の判定結果	疑似患畜の確定	患畜の確定	患畜の確定	患畜の確定
対応	法第16条に基づき※2、防疫措置開始			

※1 県内続発時や既に発生している農場と疫学的な関連があるなどの場合は、この時点で特定家畜伝染病等の発生(疑似患畜)となる場合がある。

※2 豚熱の疑似患畜については、法第17条による選択的殺処分が適用される(R8.5法改正)

第2 病性の判定

病性の判定並びに患畜及び疑似患畜の判定は、確定検査結果が陽性であり、かつ、その他の鑑別検査結果や疫学情報等を考慮して(必要に応じて国専門家と協議して)農林水産省が判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに動物衛生課から家畜防疫課に通知される。

第3 緊急連絡体制

特定家畜伝染病の対応を円滑に進めるため、簡易検査陽性時等、特定家畜伝染病が強く疑われるとき及び病性決定時の緊急連絡体制を定める。

なお、休日・時間外の対応についても重要であることから、庁内及び各地域においては、防災ルートを活用等により、別途緊急連絡体制を整備する。

図1 緊急連絡体制図

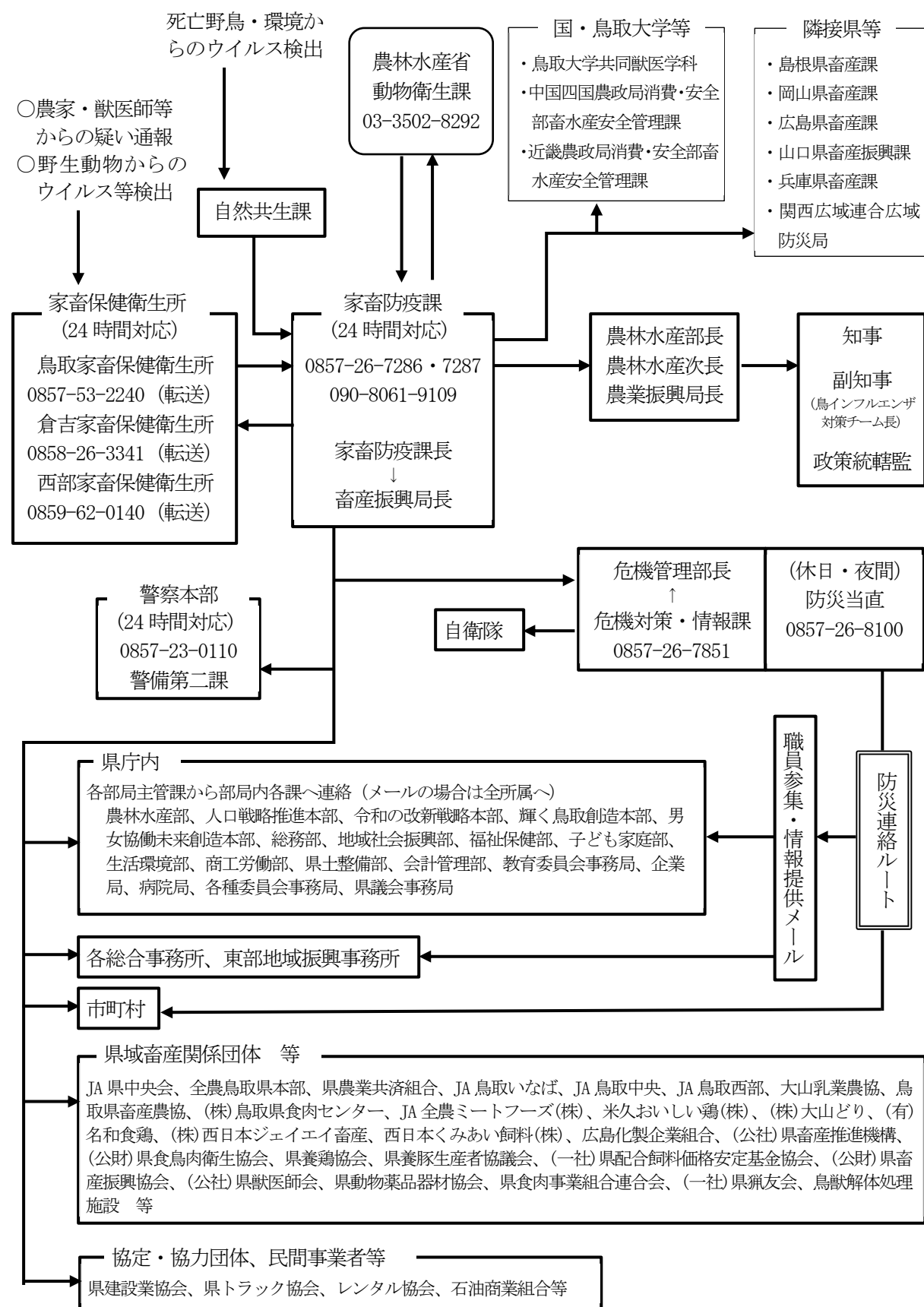
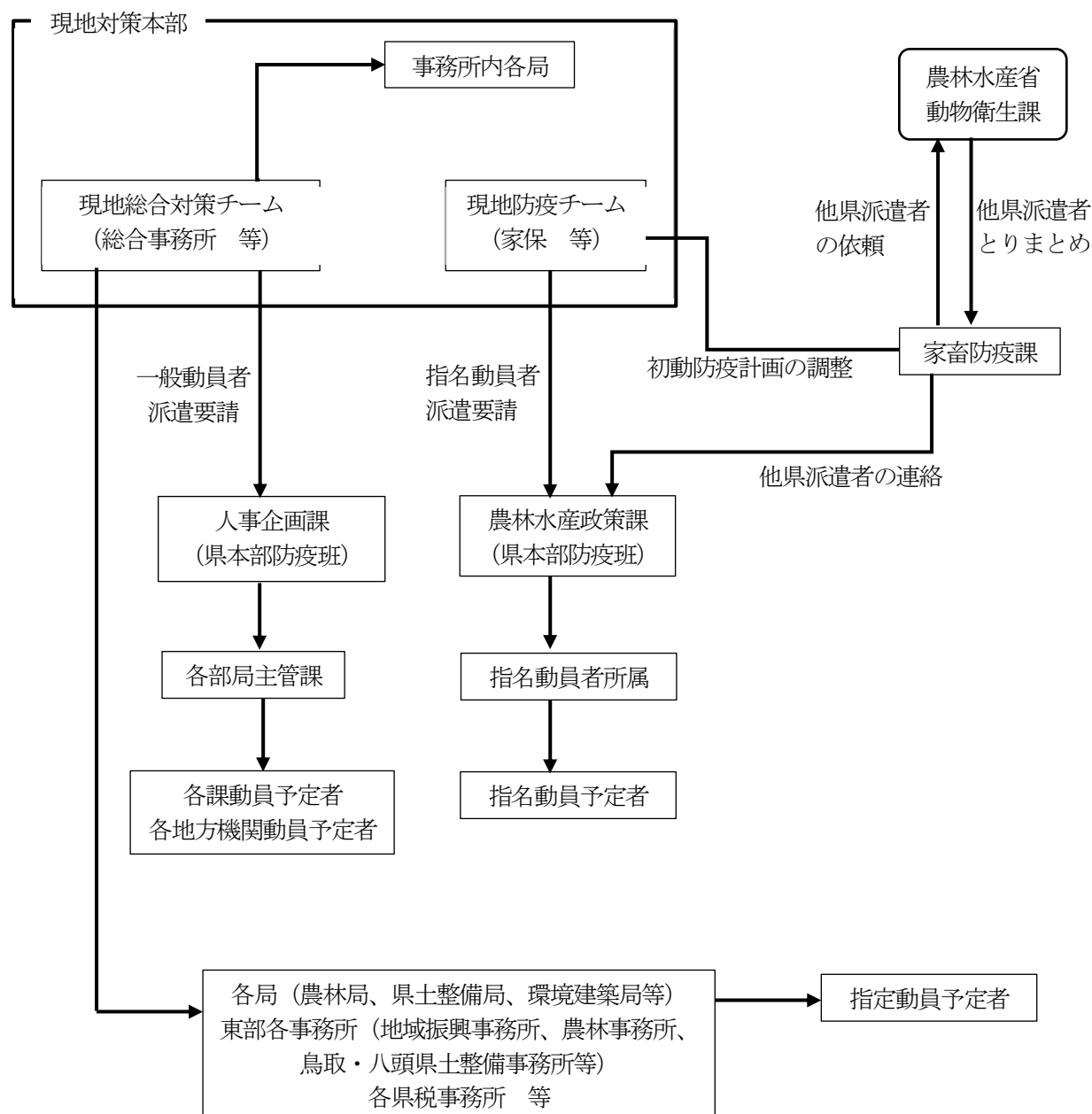


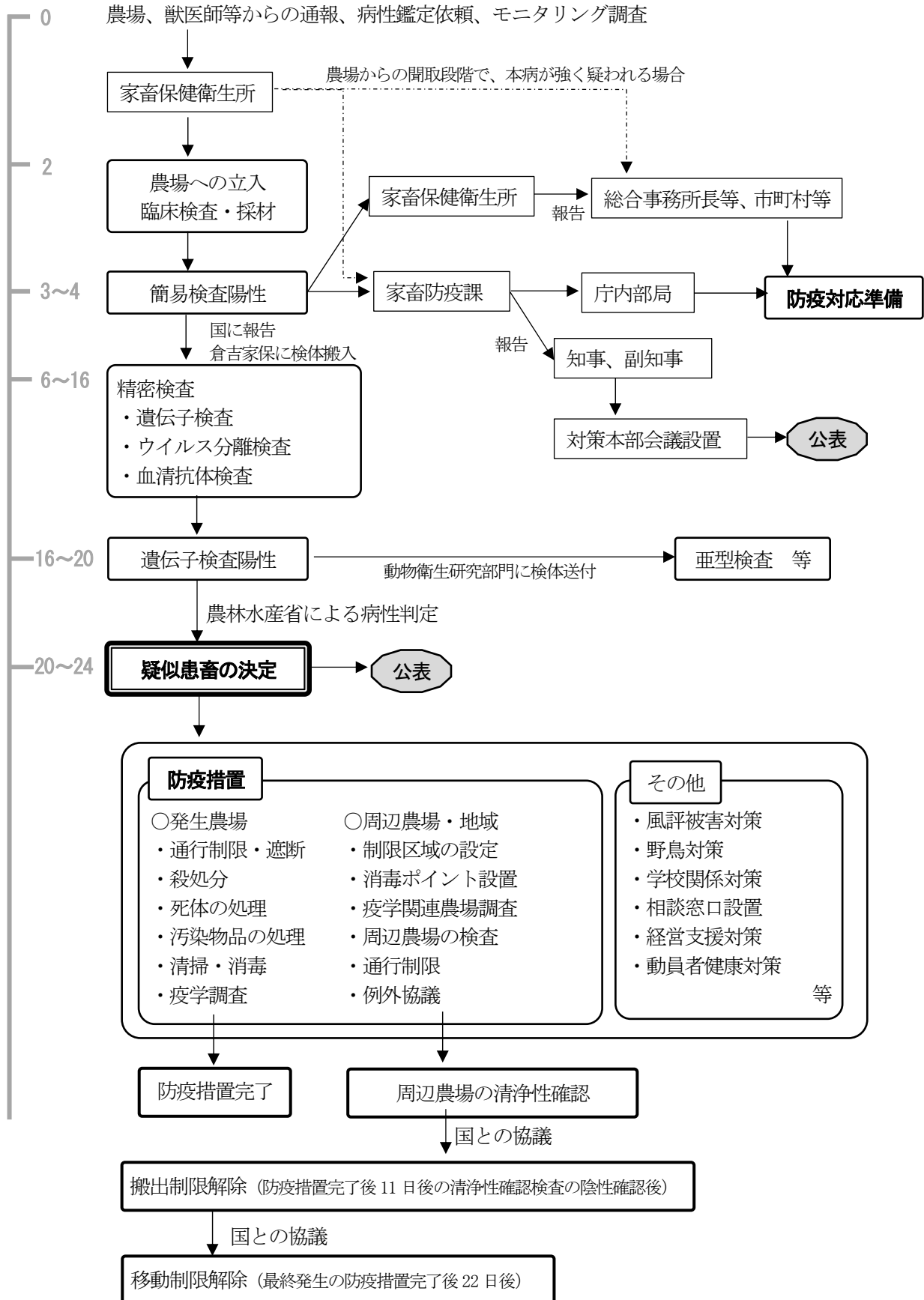
図2 県職員動員の連絡体制

指名動員者	①家畜防疫員（県職員のうち獣医師職員）及び畜産職員 ②フォークリフト等重機操作ができる農林水産部内職員
指定動員者	県本部及び現地対策本部において、本部員として業務を行う職員 （例）集合場所運営職員、防疫基地運営職員、消毒ポイント運営職員 等
一般動員者	発生農場、埋却地、焼却場等で防疫作業に従事する職員（防疫作業従事者）



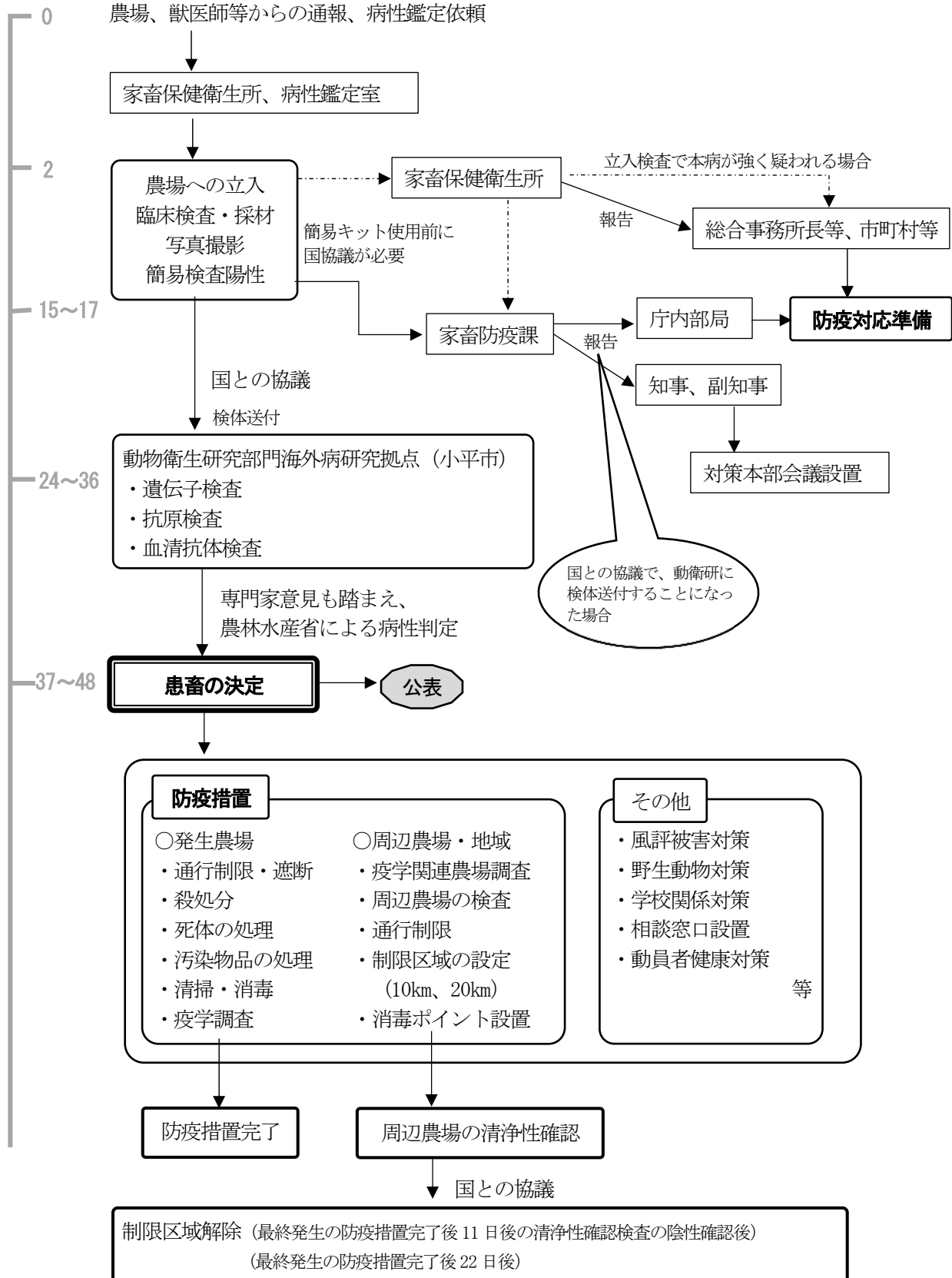
高病原性鳥インフルエンザ等初動対応フロー

通報からの時間経過（単位：時間） ※通報時間によっても異なる



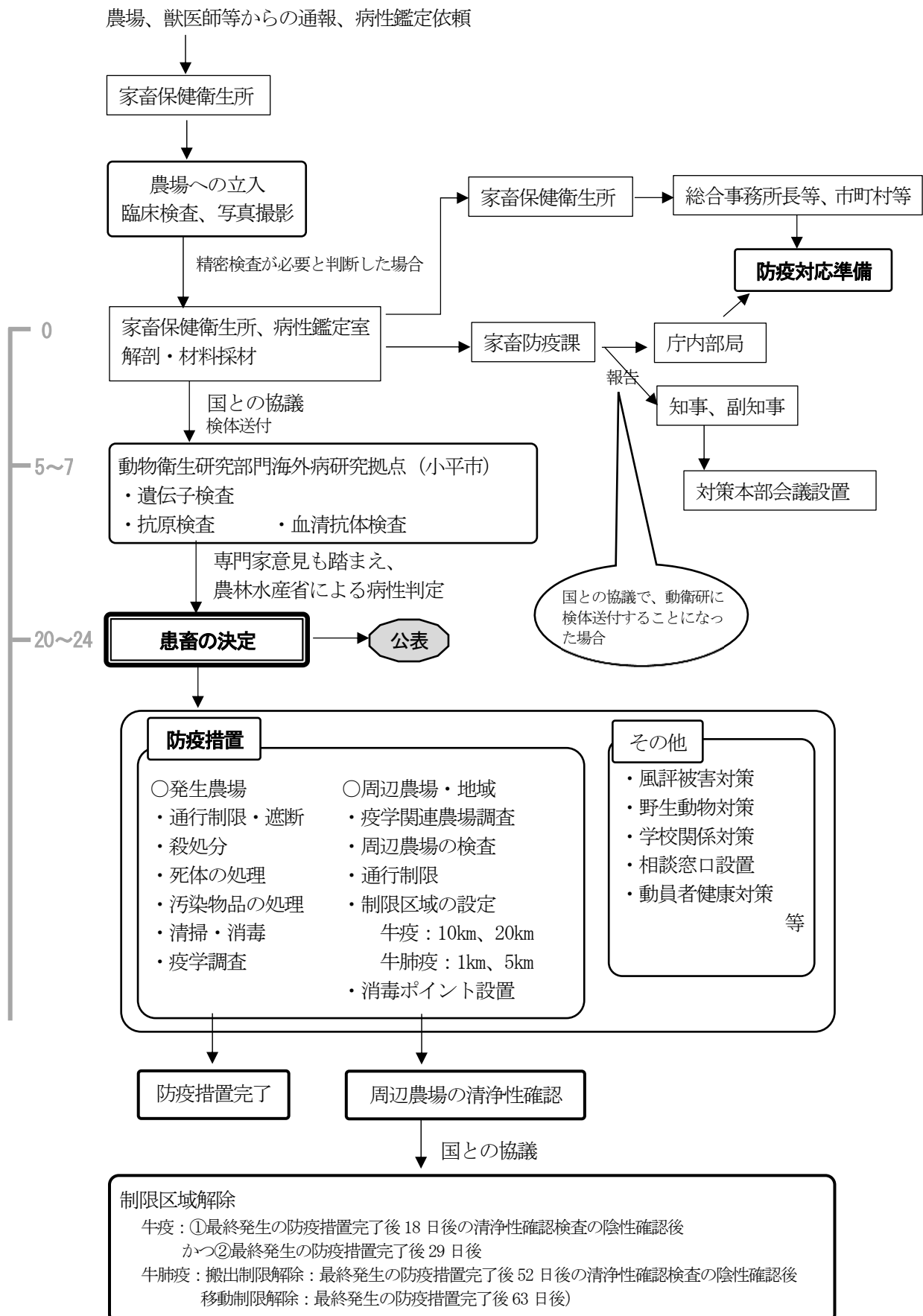
口蹄疫初動対応フロー

通報からの時間経過（単位：時間） ※通報時間によっても異なる



牛疫・牛肺疫初動対応フロー

検査からの時間経過（単位：時間） ※通報時間によっても異なる



第4部 特定家畜伝染病対策の組織体制等

第1 鳥取県家畜伝染病対策連絡会議（庁内連絡会議）

1 連絡会議の開催及び名称

フェーズ1～3（海外発生期～監視強化期（隣接県発生））において知事が必要と判断したとき、特定家畜伝染病の情報共有及び体制確認のために参集又は持ち回りにより、鳥取県家畜伝染病対策連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を開催する。事務局は家畜防疫課に置く。

なお、開催時の会議名称は、「鳥取県〇〇（※特定家畜伝染病の疾病名称）対策連絡会議」とする。

2 庁内連絡会議の役割

- （1）発生情報の共有及び農場、関係者、県民等への周知
- （2）県内の防疫体制の確認、対策方針の決定
- （3）畜産物の安全・衛生情報の県民等への周知

3 庁内連絡会議の開催基準及び開催方法

（1）開催基準

ア 県内の野生動物や野鳥、その糞便、湖沼の水等環境試料から特定家畜伝染病の原因病原体が検出されたとき（ただし、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたときについてはこの限りではない。その際は確認地域を中心とした半径1 km 以内の家きん農場に対して注意喚起を行う。）

イ 国内の家畜・家きんで特定家畜伝染病が発生したとき

（2）開催方法

ア 原則として危機管理部長及び関係部局長等を参集して開催することとする。その場合、会議の進行は農林水産部長が行う。

イ 次に掲げる場合、会議を持ち回り開催又は省略することができる。

（ア）発生農場と県内農場等との疫学関連等関係がない場合

（イ）同一県で連続して発生している場合

4 鳥取県鳥インフルエンザ対策チーム

鳥インフルエンザについては、鳥取県鳥インフルエンザ対策チームを設置する。

（1）構成と役割

副知事をチーム長とし、生活環境部、農林水産部で構成し、鳥インフルエンザウイルスを県内養鶏場等に侵入させないための対策を検討する。事務局は農林水産部畜産振興局が担う。

（2）業務

ア 野鳥サーベイランス対応レベルの決定

イ 県内養鶏場農家に対する指導の強化

ウ 庁内連絡会議の運営

（3）野鳥サーベイランス対応レベルと実施内容

区分	時期	実施内容
通常監視 ステージ	シーズンオフ時	野鳥の死亡状況の把握など
野鳥監視 ステージ 1	流行期 11月～4月	・県内河川や湖沼等での野鳥の監視を実施（週1日） ・野鳥糞便、環境水からのウイルス検査を実施（月1回）

野鳥監視 ステージ 2	国内の野鳥で鳥インフルエンザウイルスが確認された場合	・県内河川や湖沼等での野鳥監視対象範囲を拡大(週2日) ・野鳥糞便、環境水からのウイルス検査の実施(月2回)
野鳥監視 ステージ 3	自県の野鳥又は家きんで鳥インフルエンザウイルスが確認された場合	・県内河川や湖沼等での野鳥の緊急監視(重点区域は毎日、その他地域は隔日) ・野鳥糞便・環境水(重点区域内を追加)からのウイルス検査を実施(月2回)

第2 鳥取県家畜伝染病防疫対策本部

1 設置基準

鳥取県家畜伝染病防疫対策本部(名称は、「鳥取県〇〇(※特定家畜伝染病の疾病名称)防疫対策本部」とする。以下「県対策本部」という。)の設置基準は、フェーズ4において、次のいずれかの場合とする。

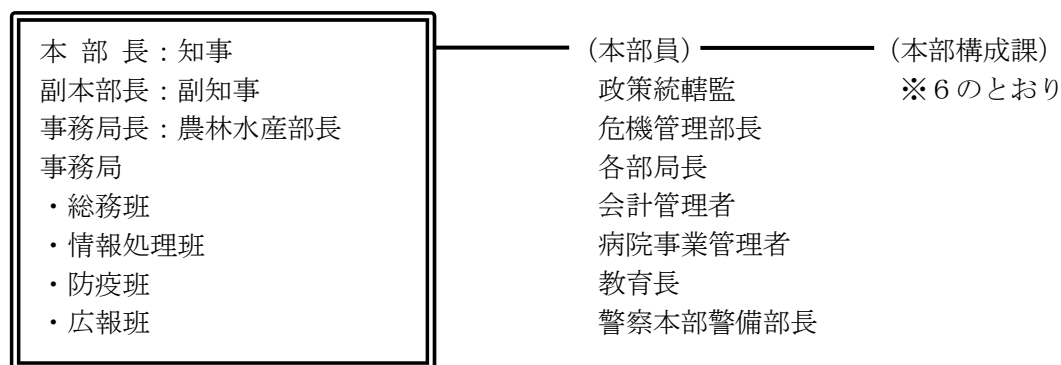
- ア 県内で特定家畜伝染病発生が強く疑われるとき(鳥インフルエンザの簡易検査で陽性の場合には直ちに設置)
- イ 隣接県で発生し、防疫指針に規定する制限区域が本県に及んだとき
- ウ その他知事(本部長)が必要と認めたとき

2 組織体制

知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部局長で構成する。

本部内組織として、農林水産部長を長とする事務局を置き、対策本部の運営を行う。本部構成課は事務局を補佐し、対策本部方針に沿った防疫対応等の具体的な検討及び調整を行う。

図3 県対策本部の組織体制



3 対策本部会議

本部長は必要に応じて県対策本部会議を開催する。会議の参集範囲は本部長が必要と認めた者とする。

4 所掌事項

- (1) 本マニュアルに基づく防疫計画、対応方針等の意思決定・指示及び総合調整
- (2) 特定家畜伝染病の発生状況
- (3) 特定家畜伝染病に関する情報収集及び分析
- (4) 県民への正確な情報提供
- (5) 畜産物の流通及び消費

- (6) 学校教育現場や展示・愛玩動物に対する衛生対策
- (7) 市町村対策本部の設置の要請、連携
- (8) その他必要な事項

5 解散等の基準

県対策本部の解散等の基準は、次のいずれかの場合とする。

- ア 国等の検査で患畜又は疑似患畜ではないと判定されたとき
- イ 本県における移動制限及び搬出制限を解除したとき
- ウ 隣接県による移動制限及び搬出制限が解除されたとき

6 対策本部の構成と役割

特定家畜伝染病対策における庁内関係部局の主な役割を下表のとおり定め、担当課は、それぞれの役割に応じた対応を具体的に進める。

(1) 事務局

班名	担当課・構成員	主な役割
事務局長	農林水産部長	○対策本部事務局の総括
副事務局長	危機管理部次長、畜産振興局長	○事務局長の補佐
総務班	班長：危機対策・情報課長	○総務班の総括
	危機管理部	○関係部局等との調整 ○県対策本部会議の開催支援、配信等 ○災害対策本部室の各種機器等の操作 ○自衛隊との連絡調整
	家畜防疫課	○対策本部事務局の運営 ○県対策本部会議資料の作成 ○防疫作業経費にかかる調整
情報処理班	班長：農林水産政策課企画室長	○情報処理班の総括
	農林水産政策課	○発生情報のとりまとめ・記録保存
	畜産振興課（肉用牛振興・遺伝資源管理担当）	○防疫作業の進捗にかかる報道提供資料作成 ○現地対策本部からの情報収集に係る調整 ○法に基づく事務処理手続き（告示等）
防疫班	班長：家畜防疫課長	○防疫班の総括
	家畜防疫課	○防疫方針の策定 ○防疫措置の指示 ○農林水産省、他県、関係機関との連絡調整 ○農林水産省から派遣される専門家、疫学情報班の対応 ○協定団体・民間事業者等との総合調整
	畜産振興課（酪農・経済担当、管理担当）	○防疫対応に必要な資機材の調達及び運搬（トラック協会、レンタル協会等との調整、県備蓄品の輸送）
	自然共生課	○野生動物・野鳥対応
	経営支援課農業普及推進室	○家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整
	人事企画課	○防疫作業従事者（県職員）の動員調整、連絡
	農林水産政策課	○指名動員者（家畜防疫員、畜産職員、オペレーター）の動員調整、連絡

		○県外動員者（他県、国等）の受入れ、タクシー手配等に関する調整
広報班	班長：広報課長	○広報班の総括
	広報課	○記者会見の運営、報道機関による取材対応 ○とりネット特設ページの設置、管理 ○報道提供資料の配付 ○風評被害対策のための広報

（２）本部構成員

部	担当課・構成員	主な役割
輝く鳥取創造本部	交通政策課	○空港における感染防止対策
	観光戦略課	○観光対策 ・観光施設等における防疫対策等の注意喚起 ・県内の観光業への風評被害対策
	交流推進課	○出入国に係る特定家畜伝染病の発生予防対策 ・パスポート窓口における注意喚起のためのチラシの配布、ポスター掲示
総務部	人事企画課	○本庁及び総合事務所等職員（発生地以外）の動員者の調整、派遣 ○動員者の勤務条件、特殊勤務手当等
	職員支援課	○心と身体の相談窓口の設置 ・動員者の心身の健康に係る相談対応
	教育学術課	○家畜・家きん等を飼養する私立学校への周知
	庶務集中課	○公用車の確保
地域社会振興部	県民課	○相談窓口の一元化及び案内、相談の受付、担当課・各部局への案内 ○県民からの意見等（県民の声）対応
福祉保健部	福祉保健課	○家畜・家きん等を飼養する社会福祉施設への周知
	感染症対策センター	○防疫作業従事者等の健康管理及び感染防止に係る現地対策本部の支援 ○人への感染に関する正しい知識の普及
生活環境部	環境立県推進課	○関係機関及び部内の総合調整 ○生活環境行政に係る総合対策の計画調整
	自然共生課	○野生動物及び野鳥の調査等 ○特定家畜伝染病に感染した（感染する恐れのある）野生動物及び野鳥の対応 ○鳥取県東部の野生動物及び野鳥対応 ○国立・国定公園の特別地域内及び普通地域内への埋却対応
	循環型社会推進課	○廃棄物の適正処理指導 ※家畜伝染病予防法で処分する家畜・家きんの死体及び汚染物品は廃掃法の適用外 ○廃棄物処理施設の技術指導
	水環境保全課	○鳥取県東部において、死体や汚染物品等を埋却する場合又は移動式焼却炉等を使用する場合の対象地点周辺における環境保全（水質等影響調査の実施・評価・公表）、現地対策本部の支援

	くらしの安心推進課	○内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の政府機関が提供する情報の収集及び関係機関への情報提供 ○専門相談窓口の設置、対応（食の安全に関する正しい知識の普及） ○と畜場、食鳥処理場等との連絡調整 ○動物園や愛玩飼養者に対する指導及び情報提供 ・動物取扱業者への情報提供及び調査 ・特定家畜伝染病に感染した（感染する恐れのある）飼育動物・鳥類の対応 ○化製場に係る情報収集及び情報提供
商工労働部	企業支援課	○影響を受けた関連事業者の融資等の相談対応
県土整備部	技術企画課	○埋却に係る土木工事等に係る現地対策本部の支援 ○移動式焼却炉の設置等に係る現地対策本部の支援
	道路企画課	○消毒ポイントの設置及び運営に係る現地対策本部の支援 ○通行規制及び鳥取県道路情報センターを通じた県民等への情報発信
	港湾課	○海港における感染防止対策
教育委員会事務局	教育総務課 高等学校課 体育保健課	○家畜・家きん等を飼養する公立学校への周知 ○通学路の交通規制等の周知
県警本部	県警本部	○発生農場周辺で行う通行遮断（発生から 72 時間以内）への協力 ○発生農場周辺のパトロール（警戒警備・混乱防止） ○消毒ポイント設置運営に関する交通安全上の指導 ○道路使用許可に関する対応業務
農林水産部	農林水産政策課	○農林水産部の総合調整 ○予算の編成及び所要経費の確保 ○家畜・家きん由来肥料業者に係る情報収集、情報提供 ○肥料（家畜・家きん由来）販売業の調査・指導
	経営支援課	○風評被害その他二次的被害の拡大防止 ・相談、問合せ窓口の周知 ・関係機関（県、市町村、民間）への各種情報提供 ・風評被害等の状況把握、拡大防止策の取組 [経営支援]（主に防疫対応終了後） ○被害農家への経営支援 ・発生レベルに応じた農家への支援、フォロー（相談窓口）経営支援課、畜産振興課、各農林局 ○被害農家への金融支援 ・既存制度資金の活用、新規支援策の検討（国の支援策、畜産関係資金と連携） ・金融機関、関係機関への協力要請（相談窓口）経営支援課、畜産振興課、各農林局等、金融機関
	鳥獣対策課	（野生動物の場合） ○野生動物に係る情報収集・相談対応。野生動物に対する防疫対策等への助言

	農地・水保全課	○埋却（盛り土式含む）に係る土木工事等の支援 ○移動式焼却炉の設置工事等の支援 ○鳥取県建設業協会との連絡調整
	市場開拓局食パラダイス推進課	○風評被害等の影響による食肉（ジビエ含む）・鶏卵の消費低迷対策（地元食材利用促進） ・県民への安全性の周知（テレビ、ラジオ、新聞等への活用） ・消費拡大イベントの実施 ・小売店（量販店、県食肉事業協同組合等）へのチラシの掲示等による消費者への啓発 ○野生鳥獣解体処理施設関係者への情報提供、情報収集
	林政企画課	（野生動物の場合） ○森林管理者、林業関係者への情報提供、情報収集
	中小家畜試験場	○初動時の防疫対応に必要な資機材の備蓄倉庫からの運び出し支援

第3 会議開催方法

県が開催する会議は、必要に応じて庁内配信、ストリーミング配信、ウェブ会議システム等を活用し、市町村や関係団体とも情報共有を図るとともに、必要に応じて学識経験者の出席を依頼する。

第4 鳥取県家畜伝染病防疫現地対策本部

1 設置基準

県対策本部が設置されたときは、発生地を管轄する又は制限区域が及んだ総合事務所長等を長とする、鳥取県家畜伝染病防疫現地対策本部（名称は、鳥取県〇〇（※特定家畜伝染病の疾病名称）防疫現地対策本部とする。以下「現地対策本部」という。）を設置して、現地での特定家畜伝染病防疫対応に当たる。

2 組織体制

発生地又は制限区域を管轄する総合事務所長等を現地本部長とする。

（1）東部地域

- ・東部地域振興事務所
- ・東部県税事務所
- ・東部建築住宅事務所
- ・東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所
- ・鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所

（2）中部地域

- ・中部総合事務所
- ・中部県税事務所

（3）西部地域

- ・西部総合事務所
- ・西部総合事務所日野振興センター
- ・西部県税事務所

3 現地対策本部会議

現地本部長は必要に応じて現地対策本部会議を開催する。会議の参集範囲は現地本部長が必要

と認めた者とする。

4 所掌事項

- (1) 特定家畜伝染病の防疫対策（殺処分、汚染物品の処理、埋却、焼却、洗浄、消毒等）に関すること
- (2) 現地における防疫措置の後方支援（集合場所、防疫基地、消毒ポイント等の設置・運営、必要な防疫資機材の調達、一般動員者の受入れ等）に関すること
- (3) 県対策本部との連絡・調整に関すること
- (4) 市町村、関係団体等との連絡・調整に関すること
- (5) 現地情報の収集・分析に関すること
- (6) 本部長が指示した事項に関すること
- (7) その他、現地での防疫対応に必要な事項

5 解散等の基準

現地対策本部の解散等の基準は、県対策本部が解散したときとする。

6 現地対策本部の構成と役割

特定家畜伝染病対策における庁内地方機関の主な役割を下表のとおり定め、担当課は、それぞれの役割に応じた対応を具体的に進める。なお、各チームの業務の詳細は各総合事務所（東部地域の場合は各事務所）が別に定める。

(1) 現地対策本部の組織体制【東部】 図 4-1（27 ページ）のとおり

(2) 現地対策本部の組織体制【中西部】 図 4-2（28 ページ）のとおり

(3) 現地対策本部（現地総合対策チーム、現地生活環境対策チーム、現地健康対策チーム）の構成例

チーム名	担当部局		主な役割
現地総合対策チーム	チーム長 (県民福祉局長)		現地総合対策チームの統括
	総務情報班	県民福祉局	・県対策本部、現地防疫チーム、管内市町村、他の総合事務所等及び関係団体等との連絡調整、総括 ・人員・資材の確保に関する総括 ・文書管理、経理及び出納事務 ・公用車の確保 ・連絡手段の確保（公用携帯、ルーター等） ・一般相談窓口 ・集合場所の確保、設置、運営、連絡調整 ・集合場所等における資材管理
	現地農場班	農林局	・現地防疫チームの人員（指定動員者）調整、管理 ・発生農場等で使用するレンタル品等の確保 ・集合場所から発生農場までの、防疫作業従事者のバス等移動手段に係る調整 ・防疫基地（埋却基地）の設置、運営、連絡調整 ・防護服等着脱補助 ・防疫基地等における資材管理 ・焼却基地の設置、運営、連絡調整
	消毒班	県土整備局	・消毒ポイント設置に係る道路占有許可等

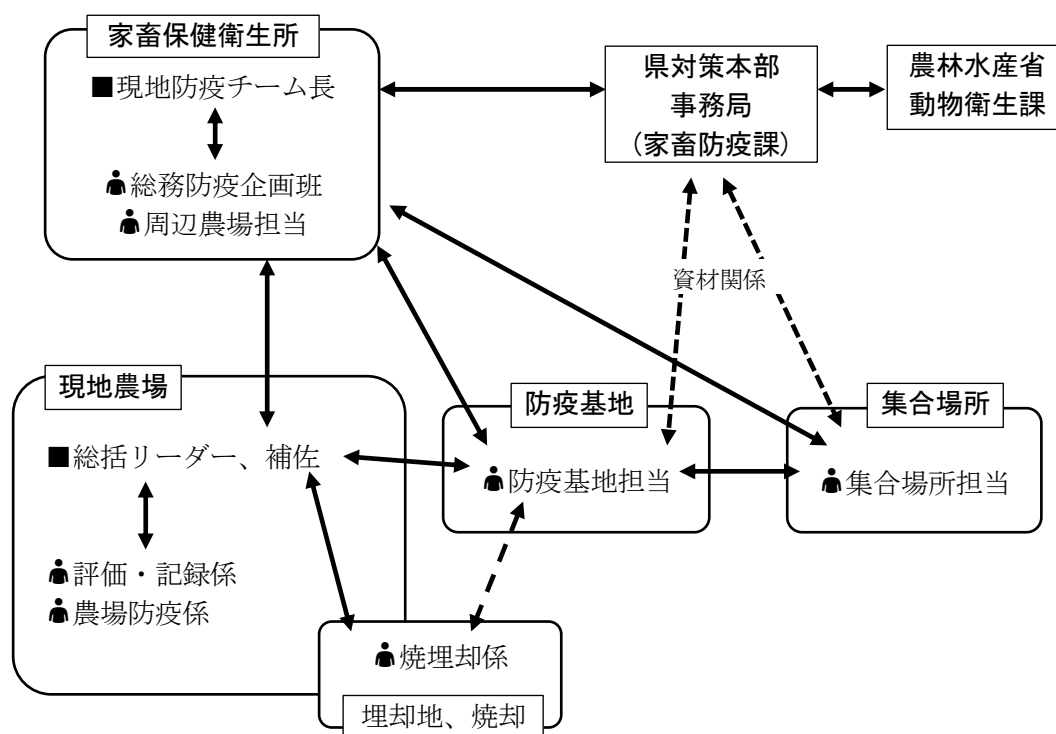
	イント 班		・消毒ポイント運営、資材管理 ・防疫物資の輸送支援 ・埋却等に係る土木工事の支援
	物品調 達班	県税事務所	・防疫資材等の確保 ・被害農場の免税措置
現 地 生 活 環 境 対 策 チー ム	チーム長 (環境建築局長)		現地生活環境対策チームの総括
	環境等 班	環境建築局	・野生動物・野鳥の調査等 ・特定家畜伝染病に感染した（感染する恐れのある）野生動物・野鳥の対応 ・家畜以外の動物、鳥類の飼養者（展示施設、動物取扱業者、一般県民等）への情報提供 ・死体や汚染物品等を埋却する場合又は移動式焼却炉を使用する場合の対象地点周辺における環境保全（水質等影響調査の実施・評価・公表） ・化製場の衛生管理指導及び情報提供
	食の安 全班	保健所	・畜産物の安全性に関すること ・と畜場、食鳥処理場、GP センター等の衛生管理 ・肥料（家畜・家さん由来）販売業の調査、指導
現 地 健 康 対 策 チー ム	チーム長 (保健所長)		現地健康対策チームの総括
	健康生 活班	保健所	・防疫作業従事者等の健康管理 ・地域住民の健康確認、相談

(4) 現地対策本部（現地防疫チーム）の構成例

班名	主な役割
チーム長 ＜家畜保健衛生所長＞	現地防疫チームの総括
副チーム長（兼総務防疫 企画班長） ＜指名動員者＞	・各班の総括、県対策本部事務局（防疫班）、現地総合対策チーム、関係市町村及び団体との連絡調整 ・防疫措置に関する調整 ・住民説明会に関する調整
総務防疫企画班 ＜防疫担当補佐・係長、 現地総合対策チームか らの派遣職員＞	・防疫計画の作成 ・現地防疫チームに関する文書管理 ・各種の文書・指示書等の作成 ・備品の保管・借出し管理、消耗品等の出納事務 ・家畜防疫員、雇用した獣医師その他の勤務台帳の管理 ・消毒ポイント運営の支援
発生地班（農場担当） ＜指名動員者＞ ※農場における防疫作業の 状況により異なることか ら、各担当の配置人数等 は総括リーダーが調整す る。	■総括リーダー、総括リーダー補佐 ・発生農場に常駐し、防疫措置が完了するまでを指揮（作業の方針決定、作業割当て、進捗管理） ・防疫基地との調整 ・防疫措置に必要な資機材の管理 ・疫学調査対応 ・作業従事者の健康管理及び安全管理 ・場内管理 ■評価・記録係 ・発生農場の家畜・家さんの計数（手当金関係）、関連経費調査

	・評価に係る記録、集計、写真撮影 ・防疫作業進捗に係る記録、集計（殺処分数、炭酸ガスボンベ等） ・防疫作業状況の写真・動画撮影（報道機関への提供及び記録用） ・総括リーダー、総括リーダー補佐の補助 ■農場防疫係 ○殺処分業務 ・発生農場家畜・家さんの殺処分、袋詰め、梱包、搬出 ○汚染物品処理係 ・農場内の汚染物品の袋詰め、梱包、搬出 ・汚染物品の封じ込め対応 ○運搬業務 ・家畜・家さんの死体や汚染物品の一時保管、埋却地等への場内移動 ・焼却・埋却地への運搬調整（焼却・埋却地が遠隔地にある場合） ○清掃・消毒業務 （殺処分中）①農場内消毒 ②農場出入車両等消毒 ③梱包容器消毒（フレコンバック、密閉容器） ④作業従事者退場時の消毒 ⑤炭酸ガスボンベ等農場からの搬出物品の消毒 （殺処分終了後）⑥鶏舎内清掃と消毒 ※①～⑤も実施 ■焼埋却係 ・埋却地・焼却場での家畜・家さんの死体、汚染物品等の焼却・埋却
周辺農場担当 ＜指名動員者＞	・発生状況確認検査及び清浄性確認検査対応 ・周辺農場への防疫指導 ・例外協議のための施設（と畜場、食鳥処理場、GP センター等）確認
集合場所担当 ＜指名動員者＞	・現地総合対策チームと連携して、集合場所の管理・運営 ・農場での進捗状況の連絡等 ・資材置場管理、資材の発注調整、受け入れ、管理
防疫基地担当 ＜指名動員者＞	・現地総合対策チームと連携して、防疫基地の管理・運営 ・総務防疫企画班（家保）及び発生地班総括リーダー等（農場）との連絡調整 ・資材置場管理、資材の発注調整、受け入れ、管理 ・炭酸ガスボンベの管理

＜防疫措置の指揮・連絡体制（防疫措置に限る。）＞



第5 市町村対策本部

1 設置基準（例）

- （1）市町村内の農場で特定家畜伝染病が確認された場合又は制限区域が及んだ場合
- （2）県対策本部（本部長）から市町村本部の設置の要請があったとき
- （3）市町村長が必要と認めたとき

2 構成

現地対策本部を設置する際の構成例（設置例）を以下に示す。

課等	構成員	主な役割
本部長	市町村長	市町村対策本部の統括、方針決定
副本部長	副市長・村長	本部長の補佐
総務班		○県現地対策本部との連絡調整 ○防疫作業従事者の動員者集合場所、駐車場等の確保 ○市町村からの動員等の総合調整等 ○交通規制・健康などに関する地域住民への情報提供 ○住民からの問い合わせについての窓口紹介 ○住民への防疫対策の理解・協力について広報 ○畜産物の安全性の広報、周知
発生地支援班	産業（農林）担当課 廃棄物担当課、建設 土木担当課など	○県現地防疫チームと連携した農場の防疫措置への支援 ○防疫基地の設置、運営支援 ○焼却又は埋却に係る調整 ○焼却又は埋却に係る地域住民との説明会に係る調整
移動制限支援班	建設土木担当課など	○発生農場周辺の市町村道の通行規制及び協力 ○通行規制に係る地区住民への説明

		○消毒ポイント設置に係る地区住民への説明、運営支援 ○消毒ポイントでの水の確保支援
検査支援班	産業（農林）担当課、生活環境担当課	○現地防疫チームが行う農場等の検査等への協力 ○愛玩動物、愛玩鳥（展示含む）の飼養者への注意喚起、飼養状況調査、防疫活動の周知（異常の有無確認、移動禁止又は自粛要請）
健康支援班（鳥取市）	鳥取市保健所健康支援課	〔鳥取県東部の農場で発生した場合〕 ○防疫作業従事者等の健康管理 ○地域住民の健康確認 ○健康相談窓口（心と体のケア）設置
健康支援班（鳥取市以外の市町村）	保健担当課	○現地総合対策チームとの連携による防疫作業従事者等の健康管理支援 ○周辺住民の健康確認に関する支援 ○健康相談窓口（心と体のケア）の設置
生活環境班（鳥取市）	鳥取市保健所生活安全課、環境・循環推進課	〔鳥取県東部の農場で発生した場合あるいは鳥取県東部が制限区域にかかった場合〕 ○埋却地又は移動式焼却炉設置場所周辺における水質等環境影響調査の実施・評価 ○化製場の衛生管理指導及び情報提供 ○食鳥処理場等の衛生管理対応 ○専門相談窓口（食品の安全等に関すること）の設置

図4-1 鳥取県家畜伝染病防疫体制図(鳥取県東部)

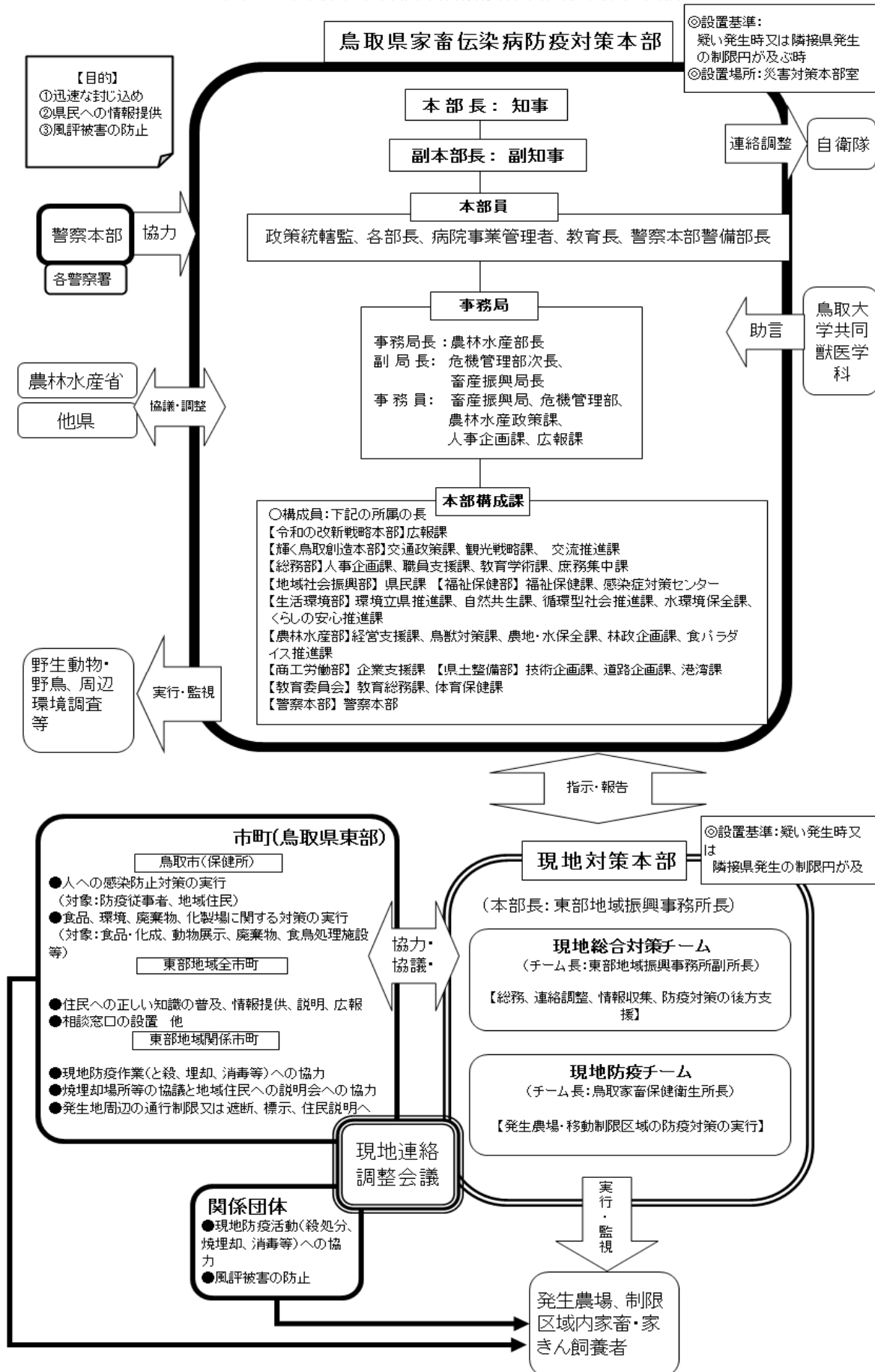
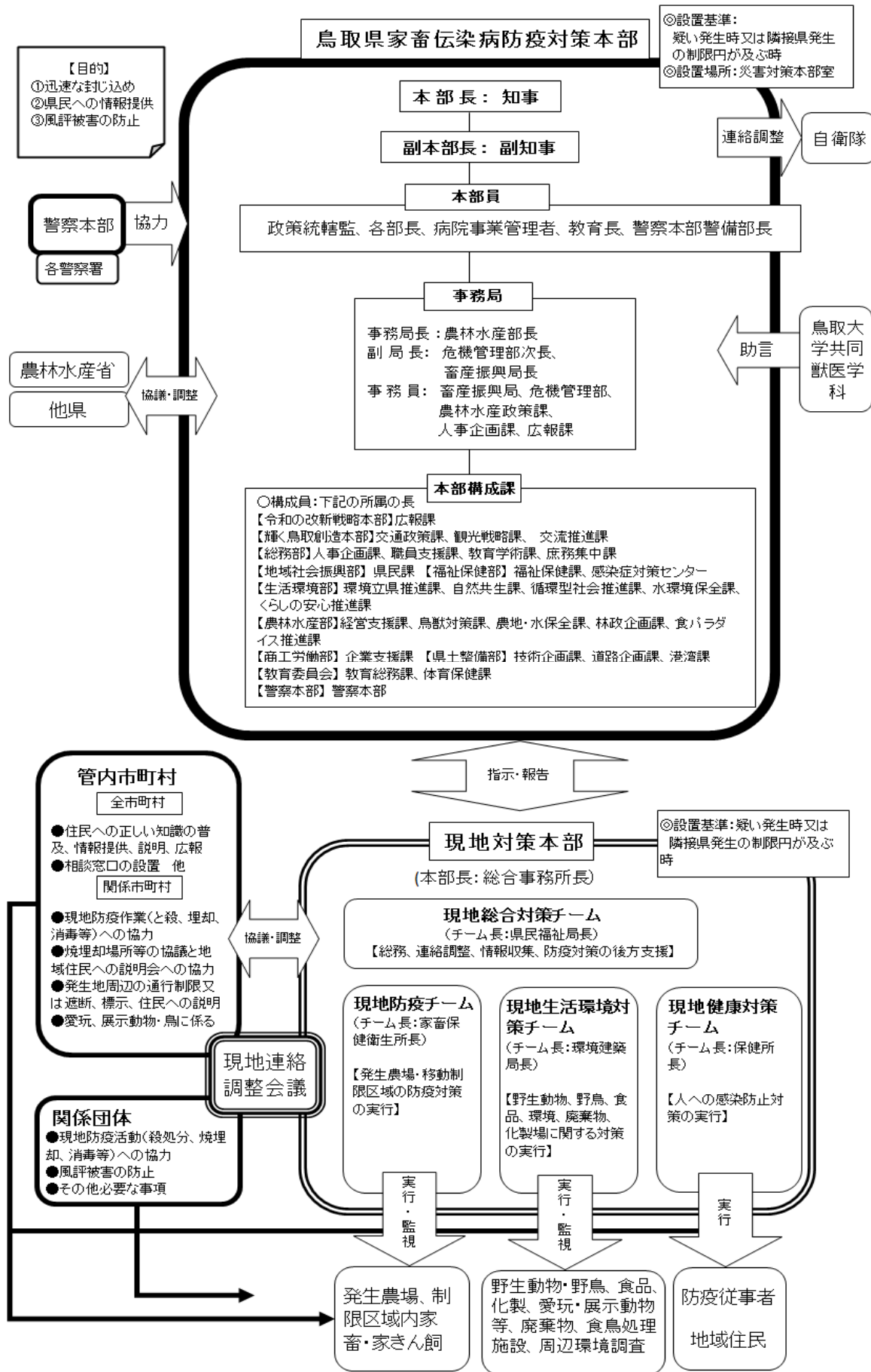


図4-2 鳥取県家畜伝染病防疫体制図(鳥取県中西部)



第5部 防疫措置の実施方法等

第1 防疫措置の実施方法等（法第3条の2）

特定家畜伝染病に係る防疫措置の実施方法の詳細は、各防疫指針に従う。

また、本マニュアルは家畜・家きんでの発生時の対応を定めるもので、野生動物で発生を確認した場合の対応については、各防疫指針に従う。

- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和7年10月1日一部変更）
- ・口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和6年10月31日一部変更）
- ・豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和8年5月19日一部変更）
- ・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和6年10月31日一部変更）
- ・牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和6年10月31日一部変更）
- ・牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和6年10月31日一部変更）

第2 制限区域の設定（法第32条）と集合施設の開催等の制限（法第26・33・34条）

1 制限区域の設定

- (1) 特定家畜伝染病の疑似患畜・患畜と確定後、各防疫指針に基づき、制限区域を設定する。

特定家畜伝染病の種類	移動制限区域	搬出制限区域
高病原性鳥インフルエンザ	半径3キロ	半径10キロ
低病原性鳥インフルエンザ	半径1キロ	半径5キロ
口蹄疫	半径10キロ	半径20キロ
豚熱	－（設定しない）	－（設定しない）
アフリカ豚熱	半径3キロ	半径10キロ
牛疫	半径10キロ	半径20キロ
牛肺疫	半径10キロ	半径20キロ

- (2) 法第32条第1項の規定に基づく、移動の制限に係る区域の指定については、県対策本部事務局（防疫班）が県規則に基づき告示を行う。

なお、他の都道府県において本病が発生し、本県に移動制限区域又は搬出制限区域が及んだ場合も同様とする。

制限区域を設定した場合、制限の対象となる家畜・家きんの所有者・飼養者への連絡は、現地対策本部が市町村対策本部と連携して行う。

- (3) 移動制限の対象

ア 生きた家畜・家きん

イ 家きん卵（鳥インフルエンザの場合。GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。）

ウ 生乳（口蹄疫の場合。発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域になる農場（発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く）で搾乳された生乳）

エ 制限区域内で採取された精液及び受精卵（鳥インフルエンザを除く。病性等判定日から遡

って〔21 日目（口蹄疫）、15 日（アフリカ豚熱）、28 日（牛疫）、63 日（牛肺疫）〕の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

オ 家畜・家さんの死体

カ 家畜・家さんの排せつ物等

キ 敷料、飼料、家畜・家さんの飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

ク その他特定家畜伝染病原原因病原体により汚染した恐れのある物品

2 事業の実施、催物の開催等の制限

- (1) 県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、法第 33 条、法第 34 条及び県規則に基づき移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

	鳥インフルエンザ	口蹄疫、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺液
移動制限区域	・食鳥処理場（食肉加工場を除く）における食鳥処理 ・GP センター ・ふ卵場 ・品評会等の家さんを集合させる催物	・と畜場（食肉加工場を除く）におけると畜 ・家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物 ・家畜の放牧
搬出制限区域	・品評会等の家さんを集合させる催物	・家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物 ・家畜の放牧

※その他、各疾病の詳細な個別制限については、各防疫指針に従う。

- (2) 県対策本部事務局（防疫班）は、法第 26 条に基づき、(1) の事業等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる。消毒の実施期間は、原則として、移動制限区域の解除を目安とする。
- (3) 県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜・家さんを集合させる催物の開催を禁止する。

3 制限区域内の農場への指導

制限区域内の農場への指導は、当該区域内の農家を管轄する現地対策本部（現地防疫チーム）が行う。

4 制限区域の解除

制限区域の解除に当たっては、各防疫指針に基づき、動物衛生課と協議後に解除する。

区分	搬出制限区域の解除要件	移動制限区域の解除要件
鳥インフルエンザ ※	防疫措置完了後 11 日後の清浄性確認検査の陰性確認後	最終発生の防疫措置完了後 22 日後
口蹄疫	最終発生の防疫措置完了後 11 日後の清浄性確認検査の陰性確認後	最終発生の防疫措置完了後 22 日後
豚熱	－（区域設定なし）	－（区域設定なし）
アフリカ豚熱	防疫措置完了後 11 日後の清浄性確認検査の陰性確認後	最終発生の防疫措置完了後 22 日後
牛疫	①最終発生の防疫措置完了後 18 日後の清浄性確認検査の陰性確認後 かつ②最終発生の防疫措置完了後 29 日後	
牛肺疫	最終発生の防疫措置完了後 52 日後の清浄性確認検査の陰性確認後	最終発生の防疫措置完了後 63 日後

※鳥インフルエンザについては、移動制限解除後 7 日後（防疫措置完了後 29 日後）まで監視強化区域が設定される。

5 制限の対象外

事業等の再開や移動制限等の対象外については、各防疫指針に従う。

第3 消毒ポイントの設置・運営（法第28条の2）

1 平常時における準備

- (1) 県は関係部局間で協議を行うとともに、市町村、管轄警察署、道路管理者等関係者と事前に協議を行い、消毒ポイントとして適する場所を事前に選定しておく。
- (2) 消毒ポイントとして選定する場所は、移動制限区域境界周辺及び搬出制限区域境界周辺の幹線道路を中心に選定する。制限区域内に高速道路、自動車専用道路等（以下「高速道路等」という。）のインターチェンジが含まれる場合は、必要に応じ、当該インターチェンジ付近も設置の対象とする。

2 発生時の設置場所の決定

- (1) 現地対策本部が作成した初動防疫計画に基づく消毒ポイント設置場所について、県対策本部が決定を行い、設置場所に関係する市町村、道路管理者（高速道路等を含む）、関係団体に連絡する。
- (2) 連絡を受けた関係者は、消毒ポイントの設置に関して協力するとともに、情報の提供、周知に関して協力する。

3 消毒ポイントの設置、運営

(1) 設置の手続き

現地対策本部は、消毒ポイントの設営に先立ち、管轄警察署、道路管理者及び用地の所有者等に対して、事前に設置場所の使用許可等の了解を口頭で受けるとともに、設置許可申請等の手続きを行う。

(2) 消毒ポイントの設営

ア 現地対策本部は、トラック協会等に依頼し、消毒用資機材を各消毒ポイントへ輸送、配置する。

イ 消毒ポイントにおける各設備の配置にあたり現地対策本部は、管轄警察署と調整の上、できるだけ交通の妨げにならないよう配慮する。

ウ 消毒ポイントの位置が通行車両から判別しやすいように、予告看板等により注意喚起を図るとともに、車両が当該設置場所にスムーズに移動するよう案内看板等を設置する。

エ 県対策本部は、関係者等に消毒ポイントの設営について広く周知する。

オ 消毒ポイントは病性の判定により患畜・疑似患畜と確定した時点（＝防疫措置開始）と同時に運営を開始するが、農場が密集している地域等で、特に発生農場周辺の感染拡大を防止するために、まん延防止措置を速やかに実施する必要がある場合は、病性判明前に消毒ポイントの運営を開始する場合もある。

4 車両消毒の実施

- (1) 消毒ポイントにおける業務は、①車両誘導、②車両消毒、③記録・連絡の業務を行う（通常は消毒ポイント1か所につき2～3名で運営する。ただし、通行量が多いポイントの場合は増員する。）。
- (2) 消毒の対象とする車両は、主に畜産関係車両や防疫作業車両等とする。ただし、まん延防止のために特に必要がある場合は、一般車両もその対象とする（口蹄疫発生時等）。
- (3) 消毒ポイントにおける消毒実施時間は、畜産関係車両（畜産関係施設への通勤車両等を含む）が通行し始める早朝から夜間までの時間帯とするが、必要に応じて24時間態勢により実施する。
- (4) 車両消毒の実施にあたっては、次の事項に留意し実施する。

- ・消毒の方法は、動力噴霧器による噴霧消毒により行う。
- ・消毒に用いる消毒薬は、各特定家畜伝染病の原因病原体に対して有効であり、かつ車両の車体等を腐食しにくい消毒薬を選択し、適正な濃度で使用する
- ・車両のタイヤ周辺を中心として、荷台や運転席の清拭等を含めて車両全体を消毒する。また、運転者の手指の消毒及び靴底消毒等も実施する。
- ・車両消毒により使用した消毒薬の河川等への流入、近隣のは場、住宅等への飛散、散逸等をできるだけ防止するよう努める。
- ・深夜の作業による騒音や照明等、周辺住民の迷惑となるおそれがあることについて、事前に周知説明する。
- ・一般車両に対しては、交通事情等を勘案し、車両用踏込消毒槽や消毒マット等も活用し実施する。一般車両であっても、農場に出入りした車両は畜産関係車両と同様に動力噴霧器等を用いて消毒する。

(5) 消毒を実施した車両に係る情報（ナンバー、積載物の内容、行き先等）を的確に記録し、当該車両に対して車両消毒確認書（様式1）に必要な事項を記入し、車両消毒記録（様式2）に当該車両に関連する事項を記録する。

※消毒ポイントの様式は中国5県共通様式

5 設置期間

消毒ポイントの設置は、原則として移動制限の解除の日までとする。ただし、各消毒ポイントの通行量等を鑑み、設置するポイント数を集約することとする。

第4 集合場所の設置と運営

集合場所は、防疫作業従事者が発生農場に入るための事前準備、防疫作業従事者の健康調査並びに必要な資材の配布及び保管を行うための施設である。このため、本施設は発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）に設置する。

1 設置及び運営

現地防疫対策本部は、現地対策本部長の指示により集合場所を設置するとともに、下記チーム・チーム内の各班と連携して運営する。本施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

ア 現地総合対策チーム

イ 現地防疫チーム

ウ 現地生活環境対策チーム（東部の場合は、県庁生活環境部）

エ 現地健康対策チーム（東部の場合は、鳥取市保健所）

2 集合場所運営責任者の配置

集合場所の設置・運営を担当する現地対策本部現地総合対策チーム総務情報班（東部：東部地域振興事務所、中部：中部総合事務所県民福祉局、西部：西部総合事務所県民福祉局）は、集合場所運営責任者1名を選任し配置する。なお、運営スタッフは一般動員者と識別できるようにビブス等を着用する。

集合場所運営責任者は、集合場所の運営を統括するとともに、1のアからエのチーム（班）との連絡調整を行う。集合場所の運営状況等については、運営担当所属長を通じ現地対策本部へ定期的に報告する。

第5 防疫基地の設置と運営

家きんの殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進し、作業後の防疫作業従事者によるウイルス拡散防止を図るため発生農場の隣接地にテント等を使った防疫基地を設置する。防疫基地は、

防疫作業の進捗状況の管理、現地対策本部や県対策本部事務局との情報伝達などを担う。

1 防疫基地の役割

ア 殺処分、汚染物品処理、焼埋却処分等に係る現地防疫チーム発生地班との連携の他、現場作業の指示、県対策本部並びに現地対策本部への現地での進捗状況を報告する機能を有する。

イ 発生農場で使用する防疫資材の仕分け及び保管場所

ウ 防疫作業従事者の防護服の着脱、待機及び休憩所、救護場所

エ 発生農場から退場する防疫作業従事者の消毒場所

2 設置及び運営

防疫基地の設置・運営を担当する現地対策本部現地総合対策チーム現地農場班（東部：東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所、中部：中部総合事務所農林局、西部：西部総合事務所農林局）は、現地防疫チームと連携して防疫基地を設置し、現地総合対策チームは各班と連携して運営する。現地防疫チームは防疫基地に指名動員者を派遣する。防疫基地は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

3 防疫基地運営責任者の配置

防疫基地の設置・運営担当所属長（農林局長等）は、防疫基地運営責任者を配置する。なお、一般動員者と明確に識別できるようにビブス等を着用したり、防護服に記載する。防疫基地運営責任者は、防疫基地の運営を統括するとともに、現地総合対策チーム及び現地防疫チーム、集合場所との連絡調整を行う。防疫基地の運営状況等については、農林局長等を通じ現地対策本部へ定期的に報告する。

第6 防疫作業体制

特定家畜伝染病発生時の防疫作業は、大きく殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理）、清掃・消毒作業の3つに分けることができる。

1 防疫作業時間

作業は原則24時間体制で行うが、作業進捗状況や天候状況（大雪警報、熱中症警戒アラート等）等に応じ、作業を一時中断することもある。

（1）一般動員者（作業従事者）

一般動員者の農場での作業時間は、1クール6時間とする（農場内休憩時間を含む。作業従事前後に行う集合場所での健康調査や防疫基地での防護具等の装着時間は含まない。）。作業従事者の交代時刻は原則として8時、14時、20時、2時を目安とする。

（2）指名動員者（防疫リーダー、オペレーター）

指名動員者（防疫リーダー等）の農場での作業時間は、1クール8時間とする。指名動員者（防疫リーダー等）と一般動員者の交代スケジュールが異なるため、指名動員者（防疫リーダー等）交代時には、一般動員者に交代がわかるように周知する。

（3）指定動員者

県本部及び現地対策本部において、本部員として業務を行う指定動員者の作業時間は、各所属長が決定する。他県では、12時間又は8時間交代で対応している例もある。

（4）外部委託人員

協定等締結団体又は民間事業者への防疫作業の外部委託により、主に（1）の一般動員者を外部委託人員に置き換えることで、県業務の継続を図る。外部委託人員の作業時間及び交代時刻は、原則として一般動員者と同じとする。

（5）豚熱発生時の作業方針

豚熱については、法及び防疫指針の改正により、法第17条による選択的殺処分が適用されるため、農場では一部生産活動を続けながら防疫措置を行うこととなる。よって以下の理由から24時間体制での防疫作業は行わない。

- ①法第 16 条では、「直ちに」患畜等を殺処分しなければならなかったが、法第 17 条では「期限を定めて」まん延リスクのある豚に限定した殺処分をする。なお、殺処分対象の範囲決定は慎重に判断する必要がある、概ね 1 週間程度の期限での殺処分となる見込み。
- ②発生農場内に飼養豚がいるため、防疫作業は迅速性よりも交差汚染防止に配慮し、まん延防止に努める必要がある。場合によっては、通常の飼養管理を行わない時間帯に防疫作業を行うことも検討する。

2 防疫作業従事者の安全管理

現地防疫チーム、現地総合対策チーム、は防疫リーダーと連携し、防疫作業従事者の作業時の安全確保のため、以下に留意する。

- (1) 畜舎内の構造は、飼養形態や飼養頭羽数により大きく異なることや、畜舎内は十分な照明がなく、床が滑りやすくなっている可能性がある。防疫作業従事者はリーダーの指示に従い、ケガの無いように作業を行う。
- (2) 特に夜間の業務は、狭い畜舎の中又は暗所の中での作業となることから、十分な夜間照明を確保し、防疫作業従事者の安全管理に配慮する。
- (3) 夜間作業では、日中作業に比べ、著しく作業効率が落ちることや、待機時間も長くなることもあり、防疫作業時間の見直しを随時行う。
- (4) 他の防疫作業従事者との不意の接触は、事故を招くおそれがあるため、防疫作業従事者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進める。
- (5) 殺処分に使用する炭酸ガスボンベは大変重いため、ガスボンベの転倒による防疫作業従事者のけが等に注意する必要がある、使用済みのガスボンベは、所定の場所まで移動させて保管する。ガスボンベを設置、運搬する際には、転倒防止のために必ず専用台車を使用する。
- (6) 防護服を着用しての作業では、体力を激しく消耗するため、休憩を確実に取ることが必要である。リーダーは、作業チームの休憩時時間が重ならないよう、計画的に休憩時間を確保する。
- (7) 万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的に手当てする等の処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には救急車の出動要請や救急病院等へ搬送する。

第 7 愛玩・展示動物向けの指導等

愛玩・展示動物等所管部局は、市町村に依頼して、ホームページや広報誌等により県民に特定家畜伝染病の発生や防疫措置に係る対応等を周知するとともに、愛玩動物、愛玩鳥の所有者に対して防疫の協力及び異常動物等の届出について周知を行う。特に、移動制限区域内の感受性を持つ動物種の愛玩（小規模）所有者について、制限区域の効力が実質的に発揮されるよう特定家畜伝染病の周知及び防疫活動について協力を依頼するとともに消毒、観察の徹底等について指導する。

第 8 報道機関への公表等

- 1 特定家畜伝染病の患畜又は疑似患畜であると判定されたときには、県対策本部事務局（家畜防疫課）は動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、原則として国と県が同時に報道機関に公表する（公表タイミングは、各特定家畜伝染病の初動対応フロー図のとおり。）。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表を行う。なお、高病原性鳥インフルエンザの場合は、簡易検査陽性の時点で公表する。
- 2 病性決定時の公表については、県対策本部事務局（防疫班）が発生の概要及び今後の対応等について取りまとめ、県対策本部事務局（広報班）が報道機関へ公表するとともに、速やかにホームページに掲載する。

【公表の際の留意事項】

ア 公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確

な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の市町名までに止め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

イ 公表に当たっては、人への感染性等について正確な情報提供を行う。

ウ 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

(ア) プライバシーの保護に十分に配慮すること。

(イ) 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。なお、県が撮影した写真等については、報道機関等からの要請により随時提供する。

- 3 防疫措置の進捗状況については、県対策本部事務局（情報処理班）で取りまとめ、防疫措置完了までは下表を目安として定期的に、防疫措置完了後は随時資料提供を行う。なお、報道機関に資料提供するほか、ホームページにも掲載を行う。

時点	頻度	備考
防疫措置完了まで	毎日 2 回	午前 9 時現在の状況を午前 11 時に提供する 午後 3 時現在の状況を午後 5 時に提供する
防疫措置完了後（焼却中 の場合）	毎日 1 回	午後 3 時現在の状況を午後 5 時に提供する
防疫措置完了後	随時	搬出制限区域解除、移動制限区域解除等の状況を 提供する

第6部 国、他県等との連携

第1 自衛隊への災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣要請の考え方

原則として、防疫作業従事者の確保等防疫体制の構築は、県・地元自治体自ら対応するもので、畜産関係団体、民間事業者、農林水産省、他の自治体等から最大限動員した対応計画を予め策定しておくことが前提。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しく複雑となる中、自然災害の激甚化・頻発化により大規模かつ長期化し、自衛隊の任務が多様化する状況で、自衛隊派遣要請時の3要件（緊急性・公共性・非代替性）の適否は厳格に判断する必要がある。

※防衛省からの要請もあり、農林水産省は防疫指針から自衛隊派遣要請についての記載を削除した他、自衛隊派遣要請の厳格な判断について通知を発出している。（令和7年5月30日付7消安第1555号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

2 自衛隊への災害派遣要請を検討する基準

特定家畜伝染病が同時発生する等、複数農場・団地で防疫措置を実施する必要があり、民間事業者の活用等考え得る全ての方策を尽くしてもなお行政機能の維持が困難となり自衛隊派遣要請を検討せざるを得ない場合

3 災害派遣要請の方法

自衛隊に災害派遣要請を行う場合は、事前に農林水産省に派遣要請が必要な理由を付して協議し、了解が得られた場合は、県対策本部事務局総務班（危機管理部）が、自衛隊災害担当窓口に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項（災害派遣）に基づく派遣手続きを行う。

4 自衛隊派遣に係る留意事項等（令和4年の事例）

- ・令和4年12月の県内発生事例の際は、1日当たり延べ480人（60人×8交替/日）。別に、情報伝達係等の派遣があった。（県側の防疫作業従事者以上の人員は派遣されない）
- ・農場内作業時間は3時間交代。
- ・自衛隊が派遣される場合は、県対策本部等にリエゾンが派遣される。対応は危機管理部が行う。
- ・米子駐屯地から遠隔の場合（1時間以上になる場合）に必要な活動拠点（宿营地）、自衛隊車両が駐車可能なスペースが必要。
- ・自衛隊は一般動員者とは別に作業するが、防疫資材は切らさないようにし、優先して割り当てること。
- ・自衛隊が集合場所を利用する場合もある（令和4年12月の発生事例の際は、活動拠点から直接農場へ移動）。集合場所を利用する場合は、一般動員者とは別にし、優先して行うこと。
- ・防護服、防護用品等は県が準備する。
- ・自衛隊が移動にバスを利用する場合は、一般動員者とは別に準備すること。難しい場合は、自衛隊にその旨を伝え、自衛隊車で対応を協議すること。ただし、その場合は農場付近に駐車スペースを確保すること。
- ・先遣隊が派遣される場合があるため、発生現地における対応者を決めておくこと。

第2 農林水産省（動物衛生課）、他県との連携

1 防疫方針の決定

県対策本部事務局（防疫班）は、当該異常家畜・家きんが患畜・疑似患畜と判定された場合に、

動物衛生課（及び動物衛生課から派遣される職員、専門家）と初動防疫計画案について協議し、防疫方針を決定する。 ※家畜伝染病の種類や規模等によって、動物衛生課から国職員が派遣される。

2 国備蓄の防疫資材の借り受け

国が所有又は備蓄する大型資機材等について、譲与又は借り受けが必要な場合は、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課に対して「家畜伝染病予防法第 49 条に基づく防疫資材の貸付要領（平成 25 年 10 月 1 日付 25 消安第 3228 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、令和 7 年 5 月 14 日一部改訂）に基づき要請を行う。

＜国※から借り受け可能な防疫資材＞

- ・移動式焼却炉（組立型、非組立型）
- ・電気殺処分機
- ・盛土用法面保護資材
- ・泡殺鳥システム
- ・防疫用物品（防護服、手袋 等）
- ・移動式レンダリング装置
- ・除染テント
- ・移動式（組立式）車両消毒機
- ・広域防除機

※動物検疫所及び独立行政法人家畜改良センターで備蓄

3 特定家畜伝染病発生時の知事と副大臣又は大臣政務官との面談に係る対応窓口

高病原性鳥インフルエンザのシーズン初発事例や口蹄疫等畜産業のみならず社会生活に大きな影響がある特定家畜伝染病が発生した際は、知事と副大臣又は大臣政務官との間で、防疫体制の確認や意見交換をするための面会がある予定。その際の窓口は次のとおり。

（中国四国農政局）

消費・安全部消費生活課 課長補佐（総務・消費経済） 電話 086-224-9428（内線 2312）

（鳥取県）

農林水産部農林水産政策課 課長補佐（総括） 電話 0857-26-7253

4 他県との連携

（1）大規模農場での発生の場合等、県内の家畜防疫員で対応できない場合、法 48 条の 2 に基づき、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができる。この場合の都道府県間の調整は動物衛生課が行い、派遣要請、受入れ、法第 48 条の 2 第 3 項に基づく派遣に伴い要する費用支弁の事務は農林水産政策課が行う。

（2）中国 5 県知事会、関西広域連合内でそれぞれ会議や協議会を設置しており、資材や家畜防疫員について県内で対応できない場合、協力を要請する。

協議会等	構成	協議内容
中国地方 5 県家畜防疫対策広域連携会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	・家畜防疫対策の連携に必要な情報の共有 ・家畜防疫対策の連携に関する連絡体制構築 ・県境付近の農場及び消毒ポイント情報等の共有
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、三重県、鳥取県	・家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通 ・早期通報体制の確立 ・交通拠点における消毒対策 ・風評被害対策

(表面)

(様式1) 第5部第3の4の(5) 関係(中国5県共通様式)

車 両 消 毒 確 認 書		
◆ 車両ナンバー	〇〇 〇〇-〇〇	
◆ 車両の種類	1 畜産関係車両 2 防疫作業関係車両 3 一般車両	
◆ 運転者所属氏名	会社 _____ 氏名 _____ (連絡先 _____)	
◆ 積載物の内容 (以下に番号を記載)	1 生きた家畜・家さん 5 敷料 2 死亡家畜・家さん 6 空 3 鶏卵 7 その他 4 飼料	
積載物【 】 行 先【 】	積載物【 】 行 先【 】	積載物【 】 行 先【 】
消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分
積載物【 】 行 先【 】	積載物【 】 行 先【 】	積載物【 】 行 先【 】
消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 】 時 間： 時 分

◆ 消毒ポイント一覧	No.1 : No.2 : No.3 : No.4 : No.5 : No.6 :	No.7 : No.8 : No.9 : No.10 : No.11 : No.12 :
------------	--	---

(裏面)

積載物【 行 先【	積載物【 行 先【	積載物【 行 先【
消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分
積載物【 行 先【	積載物【 行 先【	積載物【 行 先【
消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分
積載物【 行 先【	積載物【 行 先【	積載物【 行 先【
消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分
積載物【 行 先【	積載物【 行 先【	積載物【 行 先【
消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分	消毒ポイントNo.【 時 間： 時 分

(様式2) 第5部第3の4の(5) 関係(中国5県共通様式)

車 両 消 毒 記 録

枚目

消毒作業開始時刻	年 月 日 時 分
消毒ポイント	(ポイント No.) (名称・所在地)
ポイント責任者	(氏名) (所属)

※同一時間帯においては、2枚目以降を使用する場合には、消毒作業開始時刻のみ記載してください。

消毒 No.	消毒時刻	車両ナンバー	車両の種類 (番号を記載)	運転者			積載物の内容 (番号を記載)	行先	備考
				会社名	氏名	連絡先			
	時 分								
	時 分								
	時 分								
	時 分								
	時 分								
	時 分								
	時 分								

※ポイント責任者は本紙を交代時に消毒ポイントから持ち帰り、消毒状況を移動規制班に報告す

【車両の種類の説明】

- ①：畜産関係車両
- ②：防疫作業関係車両
- ③：一般車両

【積載物の内容の説明】

- ①：生きた家畜・家きん
- ②：死亡家畜・家きん
- ③：鶏卵
- ④：飼料
- ⑤：敷料
- ⑥：空車
- ⑦：その他

